

# 平成 30 年度 岩手県農業研究センター試験研究成果書

区分	指導	題名	大規模水田作経営の存立地区の取組実態からみた水路・農道等の保安全管理方策			
<p>[要約] 水路・農道等の保安全管理にあたっては、非農家世帯を含む地域全体で実施する体制を構築し持続させていくことが重要である。地域住民の保安全管理作業への出役に対する動機づけに向けては、手当の支給等で出役を促しながら、各種交流の場を通じ地域住民との関係性の強化・構築を図る等、出役に対する意欲を誘起・持続させるようにすることがポイントとなる。</p>						
キーワード	地域資源	保安全管理	水田作経営	企画管理部	農業経営研究室	

## 1 背景とねらい

農地集積が進み、大規模水田作経営が育成されつつある中、営農継続に不可欠な水路・農道等の保安全管理に係る担い手への負担増加が懸念されている。本成果では、本県大規模水田作経営の存立地区における取組実態を整理したうえで、水路・農道等地域資源の保安全管理方策について提示する。

## 2 成果の内容

- (1) 調査対象は、岩手県内で大規模水田作経営が地区内の多くの農地を集積し、土地持ち非農家化が進む地区である。地域資源の保安全管理の実態(表1)は、土地改良区の有無、取水から圃場に至る農業水利システムの規模(地区内で完結するかどうか)、長年の地域慣行等により相違があるが、概ね以下のとおり集約できる。

ア 水路の管理については、広域的な水利システムにより水が供給される地区(A・B・C1)では、取水から幹線水路までは土地改良区が、支線・末端水路は圃場周辺の地権者等が管理主体となっているが、いずれも、水路の泥上げ・清掃、周辺の草刈り作業は、土地持ち非農家を含む地域住民全戸の出役が原則となっており、実際に多数の出役が得られている。なお、末端水路の管理に係る出役には、多面的機能支払交付金等を活用し、手当が支給されている。

イ 農道の管理については、C2・E地区を除き市町が管理主体となっているが、周辺の草刈り、砂利敷き等の管理は、多面的機能交付金を活用し環境保全組合や集落で実施している地区が多い。

ウ 対象地区では、全てが多面的機能支払交付金を活用していることに加え、F地区を除き旧来から運動会、花壇整備、祭り等自治会活動が活発な傾向が認められ、特にA・B地区では、水路・農道等の保安全管理活動についても自治会行事の一環として位置づけ・認識されている。

エ 上記から、担い手に農地集積が進む地区であっても、水路・農道等の保安全管理にあたっては、非農家世帯を含む地域全体で実施する体制をいかに構築・持続させるかが重要である。

- (2) 取組実態からみた地域住民の保安全管理出役に対する動機づけのポイントは、以下のとおり(表2)。

ア 金銭的誘引として、多面的機能支払交付金等を利用し出役者に手当を支給する等。

イ 社会的・心理的誘引として、共同活動後の慰労会等の交流の場を通じて、関係性の構築・強化を図り、感謝の意を伝えるとともに、保全活動の意義、農業・農村への理解醸成等を進めること。

ウ なお、金銭的誘引による外発的動機づけは、慣れや過度に与えること等で意欲が減退しやすい傾向がある一方、社会的・心理的誘引により内発的動機づけがなされれば意欲が持続しやすいことが心理学的に知られている。よって、各地域における管理の現状・課題、地域住民の考え方・意識等を踏まえつつ、手当の支給等で出役を促しながら、各種交流の場を通じ地域住民との関係性の強化・構築を図る等、出役に対する意欲を誘起・持続させるようにすることが重要である。

エ これらにより、取組事例では、農地を担い手に貸出した後も、後継者世代を含め、水路・農道等の保安全管理に係る共同活動は地権者・地域住民の責務という意識が醸成されるに至っている。

## 3 成果活用上の留意事項

各地区別の取組等詳細は、別途とりまとめる報告書を参照のこと。

## 4 成果の活用方法等

- (1)適用地帯又は対象者等 土地改良区、地域資源管理組織、行政・普及の担当者等  
 (2)期待する活用効果 地域資源管理、多面的機能支払交付金制度に係る指導・支援等の参考

## 5 当該事項に係る試験研究課題

(H27-02)元気な地域農業推進のための農業経営モデルと地域営農システム構築方策の提示[H27-30/県単独]

## 6 研究担当者 前山 薫

## 7 参考資料・文献

エドワード・L・デシ, リチャード・フラスト(1999)人を伸ばすカー内発と自律のすすめ, 新曜社 309p.

## 8 試験成績の概要（具体的なデータ）

表1 大規模水田作経営の存立地区における水路・農道等の保安全管理の取組実態

地区/立地条件	A地区/平地		B地区/平地		C地区/中山間		D地区/平地	E地区/中山間	F地区/中山間	
経営主体/経営規模	集落営農/78ha		家族経営/131ha		家族経営/26ha		家族経営/34ha	集落営農/147ha	集落営農/71ha	
水利システム	河川-頭首工-幹線 -支線・末端-圃場 (広域)		河川-頭首工-幹線 -支線・末端-圃場 (広域)		C1地区 河川-頭首工-幹線 -支線・末端-圃場 (広域)		C2地区 河川-頭首工/ ポンプ-水路 -圃場 (地区内)	河川-ため池 -頭首工/ポンプ -水路-圃場 (地区内)	河川-ポンプ -地下管水路 -末端-圃場 (地区内)	
末端水路 /圃場区画	パイプライン /1ha区画		開水路 /20~50a区画		パイプライン /20~50a区画		パイプライン (一部開水路) /10~30a区画	パイプライン /1ha区画	開水路 /10a区画	
土地改良区	有		有		有		無	有	有	
水路の管理	幹線		支線・末端		幹線		支線・末端			
管理主体	土地改良区	隣接する圃場の地権者	土地改良区	維持管理委員会	土地改良区	隣接する圃場の地権者	集落(自治会)	土地改良区	集落(農家組合)	土地改良区
作業内容	周辺の草刈り	水路の泥上げ・清掃、周辺の草刈り	周辺の草刈り	水路の泥上げ・清掃、周辺の草刈り	周辺の草刈り	水路の泥上げ・清掃、周辺の草刈り	(地下管水路のため作業不要)	水路の泥上げ・清掃、ため池管理、周辺の草刈り	水路の泥上げ・清掃、周辺の草刈り	
作業主体	道水路保護組合	環境保全推進委員会	維持管理委員会	環境保全組合	維持管理組合(水利組合)	農地・水・環境保全会	集落(自治会)	-	集落(農家組合)	世話人・JA青年部等出役できる者
出役者	地域住民全戸が出役	・地域住民全戸が出役 ・草刈りは、耕作者が畦畔の草刈りと併せて実施	地権者が出役	・水路隣接圃場の地権者が出役 ・草刈りは地域住民全戸に案内	地域住民全戸が出役	・水路隣接圃場の地権者が出役 ・草刈りは地域住民全戸に案内	地権者が出役(耕作者は出役義務なし)	-	地域住民全戸が出役(班単位の共同活動)	出役せず
出役者への手当	作業者にはなし(土地改良区からの交付金は親睦旅行向けに積立)	1,100円×2回(環境保全推進委員会から)	作業者にはなし(土地改良区からの交付金は軽微な補修等に活用)	3~5千円/回(環境保全組合から)	作業者にはなし(土地改良区からの交付金は軽微な補修等に活用)	4,500円/回(農地・水環境保全会から)	15千円/日(草刈機持込、多面的機能支払、中山間直支を利用)	-	3,000~4,500円/回(土地改良区から各農家組合に維持管理費を支払い)	7千円/日(土地改良区から)
農道の管理	市		町		町		集落(自治会)	市	集落(農家組合)	市
管理主体	市		町		町		集落(自治会)	市	集落(農家組合)	市
作業主体	環境保全推進委員会		環境保全組合		環境保全組合		集落(自治会)	周辺の農家	集落(農家組合)	(土地改良区)
作業内容	周辺の草刈り・砂利敷き		周辺の草刈り・砂利敷き		周辺の草刈り・砂利敷き		周辺の草刈り	周辺の草刈り(畦畔と同時)	周辺の草刈り(畦畔と同時)	点検し、市に補修等を要望
畦畔の草刈り	耕作者		耕作者		耕作者		耕作者	耕作者	耕作者	耕作者
管理主体	耕作者		耕作者		耕作者		耕作者	耕作者	耕作者	耕作者
作業内容	・構成員に有償で委託(多面的機能支払交付金を活用、地権者ができない場合、集落営農で実施)		・2/3は地権者に有償で委託(多面的交付金) ・1/3は従業員、パートが実施		・従業員、パートが実施(多面的交付金)		・従業員、パートが実施(多面的交付金)	・地域住民に有償で委託(多面的交付金、専従者も従事)	・構成員に有償で委託(多面的交付金)	・1/2は水田農業協議会が外部委託(多面的交付金) ・1/2は従業員が実施
多面的機能支払交付金の活用	○		○		○		○	○	○	○
自治会活動										
活動状況/地域資源保安全管理の位置づけ	・親睦旅行、運動会、忘年会等活動が活発 ・保安全管理も年間行事の一環として位置づけ		・花壇整備、防災訓練、反省会等活動が活発 ・保安全管理も地域環境整備の一環という位置づけ		・花壇整備、祭り、しめ縄づくり等活動が活発		・各委員会に分かれた自治会活動 ・県道周辺の草刈りも受託	・花壇整備、産直等活動活発	・運動会、盆踊り、民芸大会等活動が活発	(特記事項無)
出役意欲を高める工夫	・出役者に報酬を支給 ・出役しない人から出不足金(2~3千円)を徴収 ・慰労会を実施 ・自治会行事で親睦旅行		・出役者に報酬を支給 ・慰労会を実施		・出役者に報酬を支給 ・慰労会を実施		・出役者に報酬を支給 ・自治会行事で懇親会を実施	・出役者に報酬を支給	・出役者に報酬を支給 ・慰労会、焼肉会を実施	・出役者に報酬を支給
保安全管理に対する意識	地権者・地域住民の義務		地権者の義務		地権者・地域住民の義務		地権者の義務	地権者・地域住民の義務	地権者・地域住民の義務	全て耕作者の責任

注)ヒアリング調査及び保安全管理に関する資料等分析に基づき作成

表2 地域住民の水路・農道等の保安全管理出役に対する動機づけのポイント

区分	具体的な取組(例)	特徴・留意点等	対応
金銭的誘引(外発的動機づけ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安全管理の出役者に手当を支給(多面的機能支払交付金等を活用)</li> <li>出役できない人から、出不足金を徴収</li> <li>共同活動後の慰労会、親睦旅行等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即効性、汎用性あり(個人差が少なく)</li> <li>・持続性が小さく、慣れてきたり、過度に与えると意欲が減退(アンダーマイニング効果)することもある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当の支給等</li> <li>→ 出役を促しながら、各種交流の場を通じ地域住民との関係性の強化・構築を図る</li> </ul>
社会的・心理的誘引(内発的動機づけ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慰労会、自治会活動等交流の場を通じて、関係性の構築・強化を図る(特に、後継者世代。感謝の意を伝えるとともに、保安全管理の意義、農業・農村への理解醸成等を進める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩効性、個人差(関心・受け取り方)が大</li> <li>・人が生得的に持っている欲求(他者と関わりを持つ、役に立っている、自身で決定する)を満たすことで意欲的に行動する</li> </ul>	

注)実態調査結果及び参考文献を参考に作成

